

# 水俣市議会会議録

令和4年7月第4回臨時会（7月29日開閉会）

水俣市議会

# 令和4年7月第4回水俣市議会臨時会会議録目次

令和4年7月29日（金）

出欠席議員	1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	3
日程第3 議第61号 専決処分の報告及び承認について	
専第10号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	3
日程第4 議第62号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	5
日程第5 議第63号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	6
市長の提案理由説明	7
休憩・開議	8
質 疑	8
委員会付託	8
休憩・開議	9
○総務産業委員長の報告	9
○厚生文教委員長の報告	10
委員会審査報告書	12
委員長報告に対する質疑	12
討 論	12
○平岡朱君の反対討論（議第62号）	12
○真野頼隆君の賛成討論（議第62号）	14
採 決	14
日程第6 議第64号 庁舎建替等対策特別委員会の調査期限の延長について	15
庁舎建替等対策特別委員長の提案理由説明	16

質 疑	16
討 論	16
採 決	17
閉 会	17

令和4年7月29日

令和4年7月第4回水俣市議会臨時会会議録  
(全)

## 令和4年7月第4回水俣市議会臨時会会議録（全）

1、令和4年7月29日水俣市長第4回水俣市議会臨時会を招集する。

1、令和4年7月29日午前10時0分水俣市議会議長第4回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。

1、令和4年7月29日午後3時33分水俣市議会議長第4回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

---

令和4年7月29日（金曜日）

午前10時0分 開議

午後3時33分 閉会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	杉迫一樹君	平岡朱君
高岡朱美君	渕上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	田中睦君
藤本壽子君	岩阪雅文君	岩村龍男君
谷口明弘君	真野頼隆君	田口憲雄君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本広志君）	主 幹（中村亮彦君）
主 任（藤澤亜未君）	主 任（森ちひろ君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高岡利治君）	副 市 長（小林信也君）
総務企画部長（中谷衛君）	福祉環境部長（高三瀦晋君）
産業建設部長（本田聖治君）	産業建設部次長（田中真也君）
教 育 長（小島泰治君）	総合医療センター事務部総務課長（上田敬祐君）
総務企画部市長公室長（鎌田みゆき君）	総務企画部総務課長（岩井浩昭君）
総務企画部地域振興課長（柿本英行君）	総務企画部財政課長（岡本夫美代君）

○議事日程

令和4年7月29日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第61号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第5号) (各委)

第4 議第62号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第6号) (各委)

第5 議第63号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号) (厚生文教)

第6 議第64号 庁舎建替等対策特別委員会の調査期限の延長について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

開会

午前10時0分 開会

○議長(牧下恭之君) ただいまから令和4年第4回水俣市議会臨時会を開会します。

---

○議長(牧下恭之君) これから本日の会議を開きます。

---

○議長(牧下恭之君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分の報告2件及び地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告1件がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和4年度定期監査前期分の結果報告、令和3年度出納整理期間分の令和4年4月分、5月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告、令和4年4月分、5月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期臨時会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、中谷総務企画部長、高三瀦福祉環境部長、本田産業建設部長、田中産業建設部次長、鎌田市長公室長、岩井総務課長、柿本地域振興課長、岡本財政課長、小島教育長、上田総合医療センター事務部総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、淵上茂樹議員、谷口明弘議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（牧下恭之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

---

#### 日程第3 議第61号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第4 議第62号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

日程第5 議第63号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第61号専決処分の報告及び承認についてから、日程第5、議第63号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第1号までの3件を一括して議題とします。

---

#### 議第61号

##### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月29日提出

水俣市長 高岡利治

専第10号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

専第10号

##### 専 決 処 分 書

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定

に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年6月24日専決

水俣市長 高岡利治

(専決処分を必要とする理由)

中尾山簡易水道組合の生活用水対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

### 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第5号)

令和4年度水俣市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,362,965千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第5号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
21 市債		803,000	4,400	807,400
	1 市債	803,000	4,400	807,400
補正されなかった款に係る額		14,555,565		14,555,565
歳入合計		15,358,565	4,400	15,362,965

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		2,161,718	△569	2,161,149
	1 総務管理費	1,844,112	△569	1,843,543
4 衛生費		1,900,406	4,499	1,904,905
	3 簡易水道設置費	45	4,499	4,544
7 土木費		1,081,817	470	1,082,287
	5 都市計画費	493,243	470	493,713
補正されなかった款に係る額		10,214,624		10,214,624
歳出合計		15,358,565	4,400	15,362,965

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 398,200				千円 402,600			
補正されなかった事業に係る額	404,800				404,800			



計	803,000				807,400		
---	---------	--	--	--	---------	--	--

議第62号

令和4年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139,526千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,502,491千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年7月29日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第6号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,574,739	139,075	2,713,814
	2 国庫補助金	616,310	139,075	755,385
20 諸収入		224,310	451	224,761
	3 雑入	212,214	451	212,665
補正されなかった款に係る額		12,563,916		12,563,916
歳入合計		15,362,965	139,526	15,502,491

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		2,161,149	13,831	2,174,980
	1 総務管理費	1,843,543	3,815	1,847,358
	3 戸籍住民基本台帳費	76,100	10,016	86,116
3 民生費		5,662,354	4,455	5,666,809
	2 児童福祉費	1,862,826	4,455	1,867,281
4 衛生費		1,904,905	8,706	1,913,611
	5 病院費	405,626	8,706	414,332
5 農林水産業費		462,733	6,500	469,233
	2 林業費	145,244	6,500	151,744
6 商工費		472,652	72,405	545,057
	1 商工費	161,513	13,285	174,798
	2 総合経済対策費	311,139	59,120	370,259
9 教育費		1,081,687	33,629	1,115,316
	1 教育総務費	158,635	10,512	169,147
	2 小学校費	140,418	1,630	142,048
	3 中学校費	85,170	4,800	89,970
	5 保健体育費	452,265	16,687	468,952
補正されなかった款に係る額		3,617,485		3,617,485

歳 出 合 計	15,362,965	139,526	15,502,491
---------	------------	---------	------------

### 議第63号

#### 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度水俣市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4） 主要な建設改良事業

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
固定資産購入費			
（器械備品購入費）総合医療センター	435,327千円	1,815千円	437,142千円
（収益的収入及び支出）			

第3条 令和4年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益	7,625,814千円	6,891千円	7,632,705千円
第2項 医 業 外 収 益	476,477千円	6,891千円	483,368千円
収 益 的 収 入 合 計	7,632,354千円	6,891千円	7,639,245千円
	支	出	
第1款 総合医療センター事業費	7,600,116千円	6,891千円	7,607,007千円
第1項 医 業 費 用	7,496,729千円	6,891千円	7,503,620千円
収 益 的 支 出 合 計	7,615,358千円	6,891千円	7,622,249千円
（資本的収入及び支出）			

第4条 予算第4条括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,755千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,940千円」に、「過年度分損益勘定留保資金59,477千円」を「過年度分損益勘定留保資金59,292千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 総合医療センター資本的収入	503,454千円	1,815千円	505,269千円
第5項 繰 入 金	3,850千円	1,815千円	5,665千円
資 本 的 収 入 合 計	503,454千円	1,815千円	505,269千円
	支	出	
第1款 総合医療センター資本的支出	1,067,316千円	1,815千円	1,069,131千円
第1項 建 設 改 良 費	507,686千円	1,815千円	509,501千円
資 本 的 収 入 合 計	1,067,316千円	1,815千円	1,069,131千円

令和4年7月29日提出

水俣市長 高岡利治

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本臨時市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第61号専決処分の報告及び承認について、専第10号令和4年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

本案は、中尾山簡易水道組合の生活用水対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ440万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ153億6,296万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、財政調整基金積立金、第4款衛生費に、簡易水道事業、第7款土木費に、公園整備関係経費を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第21款市債をもって調整いたしております。

次に、議第62号令和4年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,952万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ155億249万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、公共交通バス燃料費高騰分補填補助金、第3款民生費に、物価高騰等の影響に伴う副食の原材料費等補助金、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、第5款農林水産業費に、森林施業燃料高騰対策支援事業補助金、第6款商工費に、燃料油等価格高騰対策補助金、第9款教育費に、新型コロナウイルス感染症対策学校給食会計補助金などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第20款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第63号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を689万1,000円増額し、補正後の収益的収入の額を76億3,924万5,000円とし、収益的支出の額を689万1,000円増額し、補正後の収益的支出の額を76億2,224万9,000円とするものであります。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を181万5,000円増額し、補正後の資本的収入の額を5億526万9,000円とし、資本的支出の額を181万5,000円増額し、補正後の資本的支出の額を10億6,913万1,000円とするものであります。なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

補正の内容といたしましては、収益的収入及び資本的収入に、新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金に係る一般会計繰入金を計上いたしております。

収益的支出及び資本的支出につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施するオンライン退院調整会議設備整備事業に伴う経費の増額を計上いたしております。

以上、本市議会に提案いたしました議第61号から議第63号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前10時7分 休憩

---

午前10時7分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、提出議案の質疑に入ります。

日程第3、議第61号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（牧下恭之君） 日程第4、議第62号令和4年度水俣市一般会計補正予算第6号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（牧下恭之君） 日程第5、議第63号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第1号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第61号から議第63号までの議案3件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のため、しばらく休憩します。

午前10時8分 休憩

午後3時10分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、それぞれ所管の常任委員会に付託しておりました議第61号から議第63号までについて、委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長小路貴紀議員。

（総務産業委員長 小路貴紀君登壇）

○総務産業委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第61号令和4年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

本案は、中尾山簡易水道組合の生活用水対策に伴い、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第2款総務費に、財政調整基金積立金、第7款土木費に、公園整備関係経費を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、中尾山簡易水道組合の受益者は何世帯になるのかとただしたのに対し、9世帯あるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第62号令和4年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、公共交通バス燃料費高騰分補填補助金、第5款農林水産業費に、森林施業燃料高騰対策支援事業補助金、第6款商工費に、燃料油等価格高騰対策補助金などを計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、森林施業燃料高騰対策支援事業補助金の内容はどのようなものか、また、漁業関係への支援はないのかとただしたのに対し、今回の補助金は、再生林や間伐を行う事業者を対象として燃料費の一部を補助するものである。また、漁業関係への燃料費補助は、当初予算で計上しているとの答弁がありました。

また、水俣周遊デジタルスタンプラリーについて、参加する事業者をどのように選定するのか

とただしたのに対し、みなまた観光応援券に登録した事業者を中心に考えているとの答弁がありました。

また、旅館再生マッチングツアー事業補助金の対象についてただしたのに対し、旅館の後継者はいないが、旅館業の存続を希望する事業者に対して支援を行うとの答弁がありました。

また、交通事業者経営強化支援事業補助金の目的についてただしたのに対し、地元観光バス事業者の支援とともに、TSMCの菊陽町進出を見据え、国内在住の台湾の方を対象にモニターツアーなどを実施し、水俣の魅力をいち早く知ってもらい、宿泊や観光につなげていくとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、専決処分されました議第61号令和4年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

本案は、中尾山簡易水道組合の生活用水対策に伴い、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第4款衛生費に、簡易水道事業を計上している。

なお、財源としては、第21款市債をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、簡易水道施設整備事業費補助金の補助基準についてただしたのに対し、簡易水道整備事業費補助金交付要綱に基づき、5世帯以上の簡易水道組合に対して、1世帯当たり100万円を上限として、総事業費の約2分の1を市が補助しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第62号令和4年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、マイナンバーカード取得促進委託料、第3款民生費に、物価高騰等の影響に伴う副食の原材料費等補助金、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、第9款教育費に、新型コロナウイルス感染症対策学校給食会計補助金などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、マイナンバーカードの取得促進に関して、保険証や公金の口座をひもづけた場合のメリットについてただしたのに対し、医療機関での受診や薬の情報をすぐに引き出せることが

可能となったり、児童手当などの国からの支給や災害時の支給が即座に可能となるとの答弁がありました。

また、旧湯出中学校の改修について、避難所としてトイレ改修のほか、エアコン設置は考えていないかとただしたのに対し、高齢化が進んでいる地区でもあるため、避難所として重要であり空調設備の整備も行っていくとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症対策学校給食会計補助金に関する食材費値上げの根拠についてただしたのに対し、物価上昇率等についてはまだ不透明であるが、先月出された帝国データバンクの価格改定動向調査の速報を参考に、令和3年度と比較して物価上昇率15%まで対応できるよう算定しているとの答弁がありました。

本議案については討論があり、マイナンバーカード取得促進については、あくまで任意であり、国が一元的に情報を管理することに不安がある。国民側から監視する仕組みができておらず、国の委託事業として進めていることは理解しているが、このまま進めることについては抵抗を感じているため、反対であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第63号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を689万1,000円増額し、補正後の収益的収入の額を76億3,924万5,000円とし、収益的支出の額を689万1,000円増額し、補正後の収益的支出の額を76億2,224万9,000円とするものである。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を181万5,000円増額し、補正後の資本的収入の額を5億526万9,000円とし、資本的支出の額を181万5,000円増額し、補正後の資本的支出の額を10億6,913万1,000円とするものである。なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとしている。

補正の内容としては、収益的収入及び資本的収入に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る一般会計繰入金を計上している。

収益的支出及び資本的支出については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施するオンライン退院調整会議設備整備事業に伴う経費の増額を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

## 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年7月29日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第61号	専決処分の報告及び承認について 専第10号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第5号）中付託分	承認	全員賛成
議第62号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第6号）中付託分	原案可決	全員賛成

## 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年7月29日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第61号	専決処分の報告及び承認について 専第10号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第5号）中付託分	承認	全員賛成
議第62号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第6号）中付託分	原案可決	賛成多数
議第63号	令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成

○議長（牧下恭之君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者、挙手する者あり）

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。

議第62号水俣市一般会計補正予算について、反対の立場から討論いたします。

今回の補正予算では、マイナンバーカード取得促進のための費用として、約960万円が計上されています。マイナンバーカードの取得は、任意であるにもかかわらず、政府は2022年度末まで



にはほぼ全ての国民にカードを取得させる目標を掲げています。本来、任意であるはずのマイナンバーカードの取得にこれだけの予算をかけることは、もはや、取得の強制と言わざるを得ません。

マイナンバーカードの普及については、総務省が自治体への圧力を強めていることも波紋を呼んでいます。6月19日、金子恭之総務大臣が、自治体ごとのマイナンバーカードの交付率に応じて、来年度から国が自治体に配る地方交付税の算定に差をつける方針を明らかにしています。地方交付税は、全ての自治体が一定の行政サービスを行う財源を保障するために、国が自治体に代わって徴収し、人口や面積に基づく算定と交付で、財源の不均衡を調整するものです。そのような性質の地方交付税を、取得率に応じた配分額にするとの表明に対し、一部の自治体からは、「地方分権に反する圧力だ」「交付税を使うのは脅迫だ」など、反発や困惑の声が上がり、発言の撤回を求める動きもあります。

そもそも、取得が進まないマイナンバーカードの推進にかかる予算は、国民自らが取得すれば全く必要のない費用です。メリットを感じていない、また、個人情報保護や個人情報の漏洩に大きな問題や不安を感じているからこそ普及していないにもかかわらず、マイナポイントをちらつかせるなどの普及促進の動きは、カードの押し付けにほかなりません。

私たち日本共産党は、利便性の向上につながるデジタル化全てを否定しているわけではありません。昨年9月に発足したデジタル庁によって、自治体でのマイナンバーカードの取得が強力に押し進められようとしています。まず、利便性以前に最も大切にされなければならないのは、個人情報保護であるはずですが、しかしながら、国によって一元的に集められた個人情報を、国民の立場が監視する仕組みはありません。また、収集された膨大な個人データを民間が活用することが、進められようとしています。一元的に管理しようとしている国においては、これまで、データ隠しや公文書の改ざんが行われたということを考えれば、カードの取得に不安を抱く方がいることは当然ではないでしょうか。

最大2万円のマイナポイント事業の第2弾では1兆8,000億円もの予算が投じられています。政府が今なすべきことは、物価対策など、国民の暮らしや営業を守ることではないでしょうか。これだけ暮らしが大変な時に多額の予算をかけ、マイナンバーカードの全国民取得を押し進めていく道理も必要性もありません。国の施策に従わざるを得ないという現実があるかもしれませんが、プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的人権です。

本来、任意であるはずのマイナンバーカードの取得が、強制へとつながりかねないこと、住民の個人情報を守るという点からも、マイナンバーカードの取得推進のための予算には反対であり、議第62号について改めて反対です。

議員、皆様方の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 議第62号令和4年度水俣市一般会計補正予算第6号について、賛成の立場で討論いたします。

ただ今の反対討論に対して、あえて申し上げますが、総務省の自治体DX推進計画の重点取組事項の1つにマイナンバーカードの普及促進があります。これから日本社会は少子高齢化により人口減がより一層進んで参ります。ましてや、水俣市の場合、その兆候が顕著であります。

そういった中、自治体にこれから求められるのは、デジタル技術やAIなどを使って業務効率化を図り、そこで生まれた時間やマンパワーを、いかに行政サービスのさらなる向上につなげるかだと考えます。

マイナンバーカードには、いろんなメリットがあります。例えば、健康保険証として使えたり、税金の申告、証明書のオンライン申請、そして、今回コロナ禍の中で国民一人一人に給付金が配られましたが、公金受取口座を登録することによって、緊急時の給付金などもより迅速に受け取ることができるようになります。

そもそも共産党の反対討論は、議第62号の全てを否決するための説明責任を果たしていません。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含む補正額1億3,952万6,000円を否決することになれば、園児や小中学生の給食に対する補助、中小企業や個人経営者への燃料油高騰対策等への支援が行き届かず、市民生活を脅かすことになることを理解しているのでしょうか。先の市長選では、病院事業会計への繰出金を削減したことを批判するビラがまかれましたが、今回の補正には病院におけるコロナ対策等が盛り込まれていることから、大きな矛盾を感じます。

よって、議第62号そのものを否決することは得策ではなく、コロナ禍における市民生活の安心安全のためには賛成することは当然であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

まず、議第61号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

---

○議長（牧下恭之君） 次に、議第62号令和4年度水俣市一般会計補正予算第6号を採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

（賛成の議員は賛成ボタンを押す。）

○議長（牧下恭之君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） ボタンの使用を終了します。

賛成多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（牧下恭之君） 次に、議第63号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を採決します。

本件に対する委員長報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

日程第6 議第64号 庁舎建替等対策特別委員会の調査期限の延長について

○議長（牧下恭之君） 次に、日程第6、議第64号庁舎建替等対策特別委員会の調査期限の延長についてを議題とします。

---

#### 議第64号

##### 庁舎建替等対策特別委員会の調査期限の延長について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年7月29日

提出者 庁舎建替等対策特別委員長

水俣市議会議員 牧下 恭之 様

(別紙)

庁舎建替等対策特別委員会の調査期限の延長について  
次のとおり、庁舎建替等対策特別委員会の調査期限を延長する。

1. 調査期限 令和5年3月末日まで閉会中の継続調査とする

(提案理由)

当初、調査期限を令和4年8月末日までとしていたが、新庁舎建設に関する諸問題について、工期延長等により引き続き調査する必要があるため、本案のように延長しようとするものである。

---

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

庁舎建替等対策特別委員長岩村龍男議員。

(庁舎建替等対策特別委員長 岩村龍男君登壇)

○庁舎建替等対策特別委員長（岩村龍男君） 議第64号庁舎建替等対策特別委員会の調査期限の延長について、提案理由の御説明を申し上げます。

当初、調査期限を令和4年8月末日までとしていましたが、新庁舎建設に関する諸問題について、工期延長等により引き続き調査する必要があるため、本案のように延長しようとするものがあります。

議員各位の全会一致の御賛同、よろしく申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、提出議案の質疑に入ります。

ただいま庁舎建替等対策特別委員長から説明のありました本件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第64号庁舎建替等対策特別委員会の調査期限の延長についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長(牧下恭之君) 以上で今期臨時会の全日程を終了しました。

これで、令和4年第4回水俣市議会臨時会を閉会します。

午後3時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 牧 下 恭 之

署名議員 淵 上 茂 樹

署名議員 谷 口 明 弘

## 令和4年7月第4回水俣市議会臨時会（7月29日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第61号	専決処分の報告及び承認について 専第10号 令和4年度水俣市一般会計補正 予算（第5号）	7月29日	各 委	7月29日 承認	
議第62号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第 6号）	7月29日	各 委	7月29日 原案可決	
議第63号	令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第 1号）	7月29日	厚生文教	7月29日 原案可決	
議第64号	庁舎建替等対策特別委員会の調査期限の延長 について	7月29日	省 略	7月29日 原案可決	

### 〔報告〕

番 号	件 名	報告月日
報告13号	専決処分の報告について	7月29日
報告14号	専決処分の報告について	7月29日
報告15号	公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	7月29日